

## 第九 耕地整理

當町には他に類例乏しき特筆大書に足る一事がある。これは耕地整理の名に於て行はれた其實は豫行宅地整理であつた。

小松原に點綴された一帯の麥籾菜圃が名残りも留めず端正な街衢となつたのは、勿論大阪市の人口の増加、富の膨脹、文化の進歩等の爲めに、接續町村に工場も住宅も壓出されたに職因するのであるが、然し大阪市中の熱鬧と砂塵と煤煙から逃げ出して、清新な郊外生活をしようとする趨勢に順應して之が設備を爲し、献立をしたのが現今の南海本線を界とした以西地域の耕地整理である。即ち大阪市の膨脹と相呼應した此の準備が今日の殷賑を見る大副因である。さうして之を催進し促成せしめたものは明治三十七八年の日露戦役であるの言ふ迄もない。當時南海線天下茶屋驛以西一帯の地は、露國の捕虜收容所、第十六師團假設兵營練兵場、陸軍豫備病院として借上げられたのであつたが、明治四十一年十、十一月の間に於て全部其使用を廢して各地主へ還附された。該地域は使用四五年間に亘り、且從來の形狀を變更した爲め、之を復舊して耕地宅地とするにも、若し各所有者が區々に其の工事をすれば、工費を多く要し、且其境界等も識別するに困難なるが爲めに、此際耕地整理法に據り參加土地所有者共同して之を

行ひ、土地の交換分合、區劃形狀の變更、道路溝渠溜池等の改廢更置及此等に伴ふ諸般の設備をなすことになり、其工事を進める議を決したのであつた。然るに元來耕地の整理なるものは畦畔の廢除又は耕地の區劃を整ふる等耕作上の便利を圖るのが主なる目的であるのに、當時の今宮村は其目的を異にし、將來に於ける大都市接續と云ふ地理的の狀況と、前年より開始した南海線電車開通等に鑑み、宅地として土地の繁榮を企圖するの主旨であつた爲めに、相當遠謀深慮の計畫に依り、先づ東西南北に完全な幹線道路を布設し、之を基點として縱横に支線を造り、從つて土地の交換分合を行ひ、區劃形狀共に正しく、條理井然として基面の如く設備して將來に於て模範的の市街を實現しよう云ふの趣旨目的の下に着手された。

## 第一耕地整理組合

それで明治四十三年二月七日付で第一耕地整理組合が認可され、次で同年三月廿四日に工事に着手し、翌四十四年四月二十日を以て工事が完了したのである。此の整理地區は東は南海鐵道を界とし、西は高野鐵道を界とし、南は水路を隔て、玉出町及皿池を以て境とし、北は現今の梅通りを以て界とした一區劃で、地區の大部分は曩に陸軍省へ借上げられ、四十一年十月に還附されたもので、從來は主として大阪市に供給する蔬菜を栽培する畑で、從つて道路溝渠も

少なく、且狹隘で、蜿蜒屈曲甚だしく、交通も排水も不良不便で、單に集約的蔬菜作を爲す丈けにても非常に不利不便の状態であつたのであるから、將來市街地として經營するの期待からすれば、尙更ら格別の苦心を要し、換地分合の如きも地價昂騰の豫期や思惑等で少なからざる面倒があつたのである。

第一耕地整理組合は明治四十三年三月七日付を以て組合長勝田楨太郎氏副組合長加納讓氏就任認可せられ、同月二十四日起工したのである。今其工事の要領を擧ぐれば左の通りである。

道路 は勝間街道を始め主要道路を三間幅となし、支道は二間幅とした。其長短廣狹合せて第一號道路より第十六號道路に區劃した。

溝渠 は主として排水を目的としたもので、從來の水路の曲折を矯正し、天王寺方面の高地よりする水流を停滞なく排水する事とした。

區劃形狀 は長方式を採り、地區の周圍を除くの外、長三十間幅十二間、一區一反二畝歩とし、南北に長く東西に短く、各短邊には必ず道路水路を沿接せしめ、各區境界には畦畔を設けず標杭を以て境界とした。

かくて同年五月四日最低入札者に豫定價格で工事全部を請負はしめた。尙同年八月末日を以て一期とした明治四十二年度組合收支決算書は左示の如くである。

今宮村第一耕地整理組合明治四十二年度收支決算書

(注意△印は朱書)

収入	支出
△一金五千貳百八拾八圓七拾參錢八厘	△一金五千貳百八拾八圓七拾參錢八厘
入金 豫算高	支出 豫算高
△一金四千百八拾六圓八厘	△一金四千百七拾九圓九拾八錢壹厘
収入 決算高	支出 決算高
	収入支出差引
	△一金壹千八百八拾五錢七厘
	豫算 殘高
	△一金六圓貳錢七厘
	現在 高

但豫算殘高は明治四十三年度豫算に編入すべきことにした。

茲に注目すべき事は支出金の全部が組合費徴收によらずに借入金で支出した事である。其借入及償還は同年三月より六月迄參百八圓九拾九錢を無利子で借入れ、七月に内百七拾貳圓九拾八錢貳厘を償還し、其後浪速銀行難波支店から六月六百圓七月壹千圓八月壹千五拾圓、九月貳千圓十月壹千圓計金五千六百五拾圓を借入れ、内九月に六百圓十月に壹千圓償還した事である。

明治四十二年整理費收支決算書

(注意△印は朱書)

科目	三月より八月迄豫算額	決算額	差引増減額	附記
組合費分賦金	四、四三〇・九二	—	△四、四三〇・九二	減額せしは費用の分賦をなすべき運に至らざりに因る
補助金	△三、四〇八・四七	—	△三、四〇八・四七	減額せしは補助金の下付なかりしに因る
借入金	—	四、一六六・〇〇八	四、一六六・〇〇八	
合計	五、八三九・三八	四、一六六・〇〇八	△一、六七三・三五〇	

支出内訳

科目	三月より八月迄豫算額	決算額	差引増減額	附記
第一款 土木費	四、一〇〇・四三六	三、八七〇・三三〇	△二、三〇〇・一〇六	減少せしは請負に付し價格の低廉なりしに因る
第一項 道路費	一、三二〇・三四	一、九〇六・〇五	△五、七八五・七一	減少せしは請負に付し價格の低廉なりしに因る
第二項 溝渠費	一、七七五・七三	一、五四四・六八六	△二、二三一・〇四四	減少せしは請負に付し價格の低廉なりしに因る

次に第二期即ち第一整理組合事業全部竣工の收支決算報告は、同四十四年九月に議決せられた、即ち左の如くである。

科目	三月より八月迄豫算額	決算額	差引増減額	附記
第三項 地盤平均費	五、五五〇・一〇〇	△八〇〇・五五〇	△五、三五〇・五五〇	〔平均し人夫の豫想外多数を要したるに因る但超過額は道路費及溝渠費より流用〕
第四項 橋梁費	四、八〇〇・四〇〇	三、九〇〇・〇九〇	△八九九・三一〇	減少せしは請負に付し價格の低廉なりしに因る
第二項 測量費	一、三〇〇・八〇〇	一、一〇〇・四五〇	△一九〇・三五〇	
第一項 人夫賃	一、一〇〇・〇〇〇	二、三〇〇・〇〇〇	△一、二〇〇・〇〇〇	減少せしは豫定人夫の使役を要せざりしに因る
第二項 標杭費	四、三〇〇・〇〇〇	七、九七五・〇〇〇	△三、六七五・〇〇〇	減少せしは豫定標杭の使用を要せざりしに因る
第三款 補償費	四、七〇〇・〇〇〇	△三、三三六・〇〇〇	△一、三五四・〇〇〇	
第四款 事務所費	三、三三三・〇〇〇	—	△三、三三三・〇〇〇	
第五款 組合設立費	三、三三三・〇〇〇	—	△三、三三三・〇〇〇	
第六款 豫備費	三、三三三・〇〇〇	—	△三、三三三・〇〇〇	
合計	五、八三九・三八	四、一七九・九八	△一、六五九・四〇	〔第四款事務所費雜費へ金拾八圓八拾四錢五厘流用す〕

今宮村第一耕地整理組合明治四十三年度収入支出總計決算 (注意△印は朱書)

収入 豫算 高  
 収入 決算 高  
 △二金貳千五百八拾七圓九拾錢九厘  
 一金六千五百八拾八圓參拾錢參厘

支出

二七〇

△一金貳千五百八拾七圓九拾錢九厘  
 一金壹千六百七拾七圓貳拾七錢壹厘  
 收入出差引

支出豫算高  
 支出決算高

△豫算金ナシ

殘金四千九百拾壹圓〇九錢貳厘

内

金四千百八拾六圓〇〇八厘

四十二年度借入金償却

差引殘金七百貳拾五圓〇八錢四厘

右殘金は明治四十四年度へ繰越すものとした。

今宮村第一耕地整理組合明治四十三年度收入支出決算表

(注意△印は朱書)

収入の部

科目	豫算額	決算額	差引増減	事由
組合費分賦金	一、七九〇・五三	五、七五五・三六	四、〇六六・八三	増加せしは本年度に於て一時に全部徴収したるに由る
合計	一、七九〇・五三	五、七五五・三六	四、〇六六・八三	

前年度豫算繰越金	一、〇八七・五七	八三三・〇三	二五四・五四	減少せしは補助金七百九十七圓の實收を加へたるも繰越金の減額せしに由る而て補助金を決算額に併算したるは當該科目なきに因す
合計	二、八七八・一〇	六、五八八・三九	四、〇〇〇・二九	

支出の部  
 經常費

科目	豫算額	決算額	差引増減	事由
第一款 土木費	一、六五〇・六四	△一、五五〇・〇〇	△一〇〇・六四	減少せしは舊跡間新道取崩は直接工事をなさず道路に接続する持主に對し一圓に付拾貳錢取崩費を支出せしに由る殘餘金の内拾五圓は溝渠費へ流用
第一項 道路費	三、五〇四・四四	三、七五〇・〇〇	△一九五・五六	増加せしは堰板の修理を加へたるに由る而て超過額は款内道路費より流用す
第二項 溝渠費	三〇〇・〇〇	四、五〇〇・〇〇	一、五〇〇・〇〇	増加せしは境界杭打に要する人夫の多きに由る而て超過額は豫備費より流用す
第一款 測量費	△一、〇五〇・〇〇	一〇三・七〇	一、一五三・七〇	増加せしは境界杭打に要する人夫の多きに由る而て超過額は豫備費より流用す
第一項 人夫賃	二、〇〇〇・〇〇	三、七〇〇・〇〇	一、七〇〇・〇〇	増加せしは境界杭打に要する人夫の多きに由る而て超過額は豫備費より流用す
第二項 標杭費	△一、〇五〇・〇〇	△一、〇五〇・〇〇	〇・〇〇	増加せしは境界杭打に要する人夫の多きに由る而て超過額は豫備費より流用す
第三款 補償費	△一、〇五〇・〇〇	△一、〇五〇・〇〇	〇・〇〇	増加せしは境界杭打に要する人夫の多きに由る而て超過額は豫備費より流用す
第四款 事務所費	一、六五〇・六四	一、一〇九・五九	△五四一・〇五	増加せしは境界杭打に要する人夫の多きに由る而て超過額は豫備費より流用す
第五款 組合設立費	三、三三三・三三	三、三三三・三三	〇・〇〇	増加せしは境界杭打に要する人夫の多きに由る而て超過額は豫備費より流用す
第六款 豫備費	一、七九〇・五三	一、七九〇・五三	〇・〇〇	増加せしは境界杭打に要する人夫の多きに由る而て超過額は豫備費より流用す
合計	一、七九〇・五三	一、七九〇・五三	〇・〇〇	



備考

組合費として徴収した総額は五千九百七拾圓八拾九錢七厘である  
 四十二年三月無利子借入償還未了額及浪速銀行よりの借入金は全部償還済である

組合員の異動は設立當時七拾壹名、明治四十二年度末が七十四名、同四十三年度末が八十一名である即ち設立當時より二十三名を増し十三名を減じたのである。

次に整理地區の地目、等位及工事着手前後の面積の増減に付ては左表の如くである。

整理地區内土地々目及等位別表

地目	工事着手前		工事完了後		工事前に比し増減
	等位	面積	等位	面積	
田	一	一、九一二	一	一、五一一	減 三二七
畑	一	一三五、〇〇七	一	五二、四二六	減 八二、五一一
同	二	一四一、六一七	二	一四五、九〇九	増 四、二二二
同	三	七九、一二七	三	三四、一二〇	減 四五、〇〇七
同	四	五、八一八	四	五〇、八一五	増 四四、九二七
同	五	六二〇	五	六二、二一四	増 六一、五二四
宅地		三六二、三二九		三四五、六二四	減 一六、七〇五
計		九〇八		八一二	減 〇、二九六
計		九〇八		八一二	減 〇、二九六

計	九〇八	計	八一二	計	一七、六二二
國有道路	一一、三一〇	國有道路	二九、〇〇二	國有道路	一七、六二二
國有溝渠	五、三二八	國有溝渠	五、八二九	國有溝渠	五〇一
計	一六、七〇八	計	三四、九〇一	計	一八、一二三
合計	三六一、九二七	合計	三八二、九二二	合計	九二四

整理結了後の地區は即ち今日の梅、松、橘、櫻、柳の各通りであるが工事前の大字及字に依りて左表を擧げて置く事は昔を偲ぶよすがとしても當町の歴史としても不必要である。

大字及字面積別表

大字	字	總面積	内		民有地	民有地筆數
			道路	溝渠		
今宮	菅山	二八、四〇四	二、〇一四	三〇六	二六、〇一四	二五
同	濱田	四〇、五一九	三、一〇一	六二四	三六、七二四	三一
同	東濱田	七三、〇〇九	七、三〇九	一、三〇三	六四、三二七	五六
同	六代岸	六〇、一〇六	四、二一三	一、六一五	五四、二〇八	四九
同	西濱田	一〇二、〇二四	六、八一六	一、〇〇四	九四、二〇四	八二
同	丸岸	四七、二一五	二、六一七	七〇二	四三、八二六	三八

同	同	同	同	同	同
計	鳥	道	上	リ	
三八二、九二二	一六、八〇八	一四、六二七	一、一〇七	一、一〇七	一、一〇七
			一、六一五	二四	一三、四〇九
			二九、〇〇二	二四	一五、〇二九
				五八、二九	三四八、〇二一
					三〇五

第二耕地整理組合

第二耕地整理組合設立の申請は、明治四十三年十一月二十一日であつたが、認可されたのは第一整理組合の工事完了した日より八日目の同四十四年四月二十八日であつた。

此の地區は東は南海鐵道を以て界とし、東北部は舊關西鐵道を界とし西北部は市郡界である水路の南側を以て境界とし、西は十三間川堤防際を界とし南に至りては西部は隣間村界なる水路の北側を境界とし、東部は舊高野鐵道を隔て、第一耕地整理地區界の新設道路の中心を以て界とした所の總面積百三十七町一反一畝十二歩の地域であつて、地區内は總て畑地であつて、舊來棉作を爲し、其頃には主として胡蘿蔔及葱の如き蔬菜作を營み、大阪市に供給しつゝ、あつたものであるが道路の如き中央南北に勝間街道が貫通して居る、道幅狭く、其他の道路も甚だ狹隘で、且蜿蜒屈曲してゐて、交通最も不便であり、水路は大流川及長橋川の二條共に東天王

寺村より來て南方に曲折迂回して十三間川に注入してゐるが、雨水を集受する小水路少なく、排水不良な爲め、蔬菜作に不利なるのみならず、將來工場住宅を建築せんにも尙更是れが大支障であるので、當地の繁榮が妨げられてゐた。故に工事施行の目的も略々第一耕地整理の時と大同小異であつて、道路を直通して交通運搬を便にし、排水路を堀鑿或は改修して、排水を完全ならしめ、土地の交換分合をなして區劃を整然ならしめ、集約的農業を爲すにも又市街地として家屋の建築を爲すにも便利ならしめるのを目的としたのであつた。

道路 は第一地區と南北に於て連絡するのであるから、幅員も二間乃至三間の同一のものであり、全部六十二條を改修及新設するのであつた。

溝渠 は大流川及長橋川を改修して、將來一層舟楫の便益を計り、天王寺の一部と今宮村全部の排水を根本的に改良し得る計劃にて毎年の最大雨量及潮の干満を計り、十五の排水溝渠を設け、將來浸水氾濫の憂なからしむるにあつた。

第二組合設立當時と工事完成の時に於ける整理施行地區の地目別面積及地價等は左表の通りである。

耕地整理

第二耕地整理事業表

地目	組合設立當時の分		大正四年度分	
	面積	地價	面積	地價
畑地	一、三〇四、七〇三	五七、六三四、九三	一、三〇四、八二八	五七、六四〇、六六
原野	〇、〇二七	一、三五五	〇、〇二七	一、三五五
井路	〇、〇〇九	四五	〇、〇〇九	四五
池沼	二、四一六	二四、五一	二、四一六	三四、五一
雑種地	一、〇二	一、六〇	一、〇二	一、六〇
墓地	一、五一五	二三、二五	一、六一二	九、六〇
宅地	六二、二二二	一八、一〇六、一五	六二、九二〇	一八、三一三、九八
計	二、三七一、一二四	七五、七九二、二四	一、三七一、一三四	七五、九九二、一五
國有地	四六、一二六		四六、一二六	
道	三〇、五一三		三〇、五一三	
溝渠	一四、〇〇一		一四、〇〇一	
堤塘	九〇、七一〇		九〇、七一〇	
合計	一、四六一、九〇四	七五、七九二、二四	一、四六一、九〇四	七五、九九二、一五

今第二耕地整理組合の設立より解散迄に至る十ヶ年間の収入と支出を一覽表として示せば左の如くである。

年度	科目	組合債	組合費	前年度繰越金	雑収入	補助金	過年度収入	身元保金	計
明治四十三年度		九七三、九〇	—	—	—	—	—	—	九七三、九〇
同四十四年度		八、四〇〇、〇〇	一八、五〇〇、〇〇	五五、〇〇〇、〇〇	—	—	—	—	二五八、〇〇〇、〇〇
大正元年度		五、五〇〇、〇〇	九、五〇〇、〇〇	二、一〇五、〇〇	五三、〇〇〇、〇〇	—	—	—	一、一〇五、〇〇〇、〇〇
大正二年度		一七、七〇〇、〇〇	八、四六六、三九	九〇〇、〇〇〇、〇〇	四、〇〇〇、〇〇	—	—	—	二、一〇五、〇〇〇、〇〇
大正三年度		九、三〇〇、〇〇	—	五、〇〇〇、〇〇	七、〇〇〇、〇〇	—	—	—	一、九〇〇、〇〇〇、〇〇
大正四年度		二、五〇〇、〇〇	四、一五七、七三	一、六一、三三	三三、〇〇〇、〇〇	—	—	—	一、九〇〇、〇〇〇、〇〇
大正五年度		—	四、四四、九五	二、三六、一八	二六、〇〇〇、〇〇	—	—	—	一、九〇〇、〇〇〇、〇〇
大正六年度		—	八、三五、四八	二、一〇〇、九三	二五、五七〇、〇〇	—	—	—	一、九〇〇、〇〇〇、〇〇
大正七年度		—	—	五、九六、二三	七〇〇、六三、七三	—	—	—	一、九〇〇、〇〇〇、〇〇
大正八年度		—	—	三、五七、六九	八八、九〇〇、〇〇	—	—	—	一、九〇〇、〇〇〇、〇〇

整理完成の地區は即ち現在の左記町名となつた。

旭南通	自一丁目至八丁目	中開	自一丁目至六丁目
旭北通	自一丁目至八丁目	北開	自一丁目至四丁目
鶴見橋通	自一丁目至八丁目	西四條町	自一丁目至三丁目
鶴見橋北通	自一丁目至八丁目	東四條町	自一丁目至三丁目

長橋通 自一丁目至九丁目 花園町  
 出城通 自一丁目至九丁目 西萩町  
 南開 自一丁目至八丁目

次に例によりて舊字名による面積別及當時の地價評定價格最低五圓最高拾五圓の總計金額を舉げて後日の參考に供する

整理地域舊字面積表

(明治四十五年一月末現在)

字名	反別	字名	反別	字名	反別	字名	反別
甲岸	三八一、一五	西川代田	四六、四〇二	大流	六五、九〇七	三日路	七〇三
著山	二二、三二三	西上ヶ畑	二九、八二六	這上り	六七、八一六	濱田	〇二七
水渡	三一、〇一三	六代岸	四四、八二八	高畑	二七、九〇七	土瓶川	〇〇四
西野	八、一二五	九岸	四〇、五二八	東開	七六、一一四	西濱田	二、〇〇八
花岡	五八、二一五	小橋	六六、二一八	中開	五二、九二六	合計	一三七町一反二畝二十四坪
長草	二二八、二二三	七反島	二六、二二五	西開	四二、〇一一	評定價格	三、一九〇、四二九圓
四條ヶ辻	一四五、九〇六	虚空藏濱	七八、三〇一	出城	五九、五〇〇		
東川代田	五七、九一一	長橋	三六、〇二九	烏流	八二、八〇一		

設計變更及組合員數 組合設立當初の設計豫算額は壹萬九千七百拾壹圓餘であつたが、大正元年十二月四日を以て設計を變更して、豫算額を貳萬四千八百五拾五圓餘とした。而して同七年九月二十日三度地區及設計を變更して豫算額を貳萬八千參百五拾參圓餘とした。而して組合員數が設立當初二百九十人であつたものが、毎年増加して大正八年度に至り三百六十五名となつた。

要之第二耕地整理の地區が百四十六町餘であつて第一地區の約四倍弱の大きさであり且其の工事中世界大戰の影響を受け、諸物價の暴騰と共に土地熱旺盛を極めた等の爲め、大正九年三月竣工して解散式を舉行する迄には、當局者の苦心盡力一方ならざるものがあつた。兎に角工事の大部分が大正二三年の頃迄に竣成してゐた爲め其後の時勢の大なる變調にも左迄の苦痛を感ぜず完成したと思はれるが、若し此の耕地整理が大正七八年以後に着手されたとすれば、恐くは莫大の費用を要して失敗に終つたであらう、而して現今の第一第二の兩地區を合せた百八十四町五反歩即ち五十五萬三千五百坪の地が、南海線以西一帶の今宮町として街衢端正の新市街地が見られなかつたかも知れない。現在の第一第二の整理地區に尙所々空地を存し、蔬菜畑を點綴して昔の名残りをとめてゐるが、それ丈けに新市としての包擁力と繁榮の期待を有してゐる譯である

試みに今日南海本線を界とした舊今宮町の以東と以西を比較したならば、以東は道路曲折羊腸として幾多の小巷路紛糾繁雜して入り亂れ、一度足を踏み入るれば殆んど迷路に這入りたる



感あるに反し、以西は街衢端正井然として一糸亂れず、一見耕地整理の功績を知るべく而して今宮町誌の上に此の事業が特筆大書せらるべきものなる事を知るべきである。

## 第十 土 木

當町の土木事業は耕地整理の事業と相俟て急激に發展して來た、當町の街衢構成上重大な基礎上の意義を有する譯である。

當町の道路水路は元來田畝畦畔の間を迂回して逶蛇羊腸たるものに過ぎなかつたが、南海鐵道本線以西（東西皿池を除く）耕地整理の結果、縦横に約一丁毎に幅員三間及二間の道路を直通した、水路の方も又之に準じて東西南北（南北の方其數少なし）に道路と道路の中間に幅員六尺乃至三尺のものを貫通した、然し其當時は唯田畑の間に區劃されただけの道路を開通したに過ぎなかつた爲に、降雨の際には泥濘を極めて歩行に困難するの状態であつたが、逐年新築家屋が増加するのに従つて路面に上置をして漸次路面に鞏固を加へて來て、今日では略々完成の域に達して來た。

土木費の年々の支出額も明治三十年から大正五年迄の約二十年の間は一二の除外例の外は千圓乃至貳千圓に過ぎなかつたのであるが、大正十年前後の頃から毎年一萬圓以上の豫算額となり昨年の如きは三萬千七百餘圓の額に達した。

大正九年三月末日付で今宮町道イ號皿池線外九十五線の路線認定の件が許可になり、其後西

住吉線、勝間線、阿部野支線は郡道になり、天下茶屋驛前線は府道となつたが、次で大正十二年五月四日に郡制廢止に依つて前記の三線は府道となり、阿部野、小雛畑線（鶴見橋中央より東十三間堀川堤防迄）十間の間が町道となつたので、府道四線町道九十二線が出来上がった次第である。府道の延長は一里十一丁三十五間、町道の延長は十里二十二丁三十四間三分であつて府道の幅員は三間、町道の方は幅員で細別したら三間幅のものが二十八丁四十九間、二間幅のものが二百七十三丁二十八間、一間五分幅のものが四十五丁五十五間、三分一間幅のものが三十四丁二十二線である。

次に大正十一年二月十八日付で郡役所指令第五十號で今宮町道線占用規程許可申請の件が認可となつたので、大正十三年度には電燈柱及瓦斯敷設其他町道を占用した料金七千貳百七圓貳拾七錢を徴收するに至つた。

又一方下水排除の關係に付ては大正十一年五月から大阪市の方で長橋川護岸工事に着手したと同時に、今宮職工學校前に抽水所を新設して、同所から東北に進んで東四條三丁目關西鐵道線の下に通ずる暗渠を造つたので、當町の東北部は之れに排水する事になつた爲めに、大豪雨の時でも浸水する憂か無くなつた。

長橋川護岸工事竣成の結果、八箇の土橋を木橋に架替へ高畑橋、敷津橋、今木橋、松之橋、

小橋、榮橋、開橋、出城橋と名付けた。又大正十二年度に鶴見橋通八丁目及鶴見橋北通八丁目の樋門三尺幅であつたものを六尺幅に擴張したので、排水愈々便となつた。然し元來當町は隣接の天王寺村一帯の高臺から比較したら低地たるを免れないので今猶排水の完全を期する事が出来ないのは遺憾である。

大正十年六月七日の町會の決議で土木常設委員設置規程を設けて委員の定員を八名として町會議員中から之を選出する事にし、左の事項に關して調査と監督を爲す事にした其任期は四年である。

一町道の修築保存に關する重要なる事項

一河川及下水の修築及浚渫に關する重要なる事項

一其他土木に關し町長に於て必要と認むる事項

此常設委員設置により本町の土木は整理完了に近いのであつた。

## 第十一 産 業

## 一 耕地及主産物

今宮は蟲とくろなり響なりの時代は最早遠き昔の事となり今日では當時を偲ぶ語り草に過ぎぬ。明治三十年に關西鐵道線路を界した以北の地が大阪市へ編入されて、其の以南の殘部の今宮木津二村を以て今宮村を編成した當時の戸數は僅に百三十四戸に過ぎなかつた。唯一望小松原點在し、三々五々の農家に炊煙上るの外、一面の蔬菜畑であつて、水田などは殆んど數へる位に過ぎなかつた。さうして畑の作物としては、重に葱と胡蘿蔔とで其の名を稱せられた。然るに大阪市の膨脹は次第に南部の新編入地を工場と住宅とに充實して其の溢れは漸次大字今宮の新開となつた。一方大字木津は明治三十七八年日露戰後當時露國俘虜收容の爲め天下茶屋俘虜收容所が設置せられて可なりの廣區域の畑と小松原がこれに充當され、俘虜の歸還後は一時第十六師團投營兵舎に用ひたが、明治四十一年に全部還附された。然るに各地主の所有地域の境界不明となつて、判別するに由ない爲め、茲に耕地整理の必要起り、其議熟して四十三年五月に第一期整理起工し、大正九年二月第二期整理竣工し、之れに今宮の一部を加へて地區

が整頓したのである。斯く一旦畑地に還元されたものも、逐次戰役後の財界好況に伴ふ大阪市の駿足な膨脹と共に、工場と住宅地に轉換せられて、大正八九年の頃は猶百五十丁歩の耕地を有せしものが、同十三年末には實耕畑地は僅に四十六丁餘に減少された。而して此の縮少された殘餘の畑地は實に驚くべき集約的の收穫を上げつゝある。それは専ら蔬菜の栽培であるが、葱、胡蘿蔔の後は三度豆となり、胡瓜白瓜となり、葉藍となり、茄子となり又促成栽培畑は猫の眼の如く作物の種類替はり、一ヶ年五六種の收穫を得つゝある。都會に隣接する町村の農業は概ね此の傾向を示してゐるが、これは地方農業地には想像も及ばない所で其耕作延反別からいへば實反別の數倍となる譯である。蔬菜作物中で今尙社會に誇るに足るべきものは木津胡蘿蔔である。其傑出した特色は色の深紅であつて、形體光澤の大で且美なること、熟煮しても形にくづれざること、齒ざわり佳良なること等である。此の故に従來屢々天覽に供し、お買上げの光榮に浴してゐる。山陽、九州地方の農家では、此の種子を熱望するので、年々種子の移出が十數石に上るのである。

右胡蘿蔔の栽培及種子採收に付て近く表彰された實例さへある。

表 彰 狀

大阪府西成郡今宮町

支 半 右 衛 門

二八五

明治十四年一月大阪府西成郡木津村に生る、世々稼穡を業とす、同三十年四月居村の大阪市に編入せらるゝに及び、居を現時の地に移して業を勵みしに、同三十三年十二月徴されて由良要塞砲兵隊に入り、退營後更に公職に就かず、鏡意胡蘿蔔の改良を研鑽し、臥薪嘗膽遂に形狀色澤共に他に匹儔を見ざるまでに改良を加へ、爾來當業者を指導して益々金時胡蘿蔔の聲價を高めしめたり。曩日大阪府立農學校より耕地見學のことあり、殊に明治四十二年先帝南都及河内の野に於て陸軍特別大演習を行はせられたる際農家組合總代として献上の御嘉納を賜ひ、次で大正八年播磨の野に於て舉行せらるゝに際しても再び農家總代として献上の榮譽を荷ひ、更に大正十一年三月 皇后陛下住吉神社へ行啓被爲遊たる際撰ばれて 合覽に供し御賞上の光榮に浴したり、今や今宮町は長足の發達を爲し月に歳に住宅増加し、從來の耕地は將に其の跡を絶たんとす、依て之を憂ひ方今其の候補地を物色しつゝありと、洵に機宜に適したる措置なりと云ふべし冀くは本邦の此の特産物をして、其の根絶を防ぎ、倍々眞價昂上に勵められんことを茲に目錄の物品を贈呈し其の勞を表彰す

大正十二年十二月二日

大阪府西成郡農會長 光 在 秀 太 郎

惜ひ事には日に月に耕地が宅地に化して行くので、栽培地絶無の日が遠くなく、剩へ胡蘿蔔栽培は今宮地域でも適地が多くない上に隣接地の玉出津守では最早木津人參の本色が保持されない、又種子購入の何處の土地の栽培でも、第二年目には全く木津の素質を失ふてゐると云ふことである。

是れに次ぐものは葱である。本栽培は格別土地を撰まないが、就中今宮産が香氣食味に優れる所があると稱されてゐる。元來關西地方では青葱を尙ぶ風習があつた爲め、歡迎せられ、特に大都市の接續地で大量の需要があつたから、白莖に栽培する手数を不利としたのであるが、近年他地方から盛んに大阪へ移入せられて漸次壓倒せられる傾向で、耕地の縮少に拘はらず耕作に利益が少ないと云ふ事である。

既に廢絶に近い葉藍は久しく今宮名物として斯業者に迎へられたものである。他地方であつたら最劣等種とせられてゐる丸平葉の一尺にも成高しないものを刈取つて、莖の儘乾燥し其の半乾きなるを仲買人買ひ集めて莖葉共に藍錠として其成績が頗る佳良であつたのであるが、今日では最早昔語りとなつた。

## 二 工 業

大阪市に於ける諸工業が比較的北部に大工場多く、南部に小工場多き關係上 従つて今宮町に著大な工場を見るに至らない譯で、蓋し其原因は水運の便否に關するものも亦大なる理由の一であらう。今大正十三年十二月末調工場種類別數は左表の通りである。



工業種類別表 (大正十三年)

麻	洗	石	印	製	印	硝	硝	革製品及其の部分品	和唐木細工	菓	紙工	傘提灯及合羽製造	看器製造	樂器製造	車輪及其附屬品	下駄製造及加工
一九	八一	四	一八	三	八	一五	一三	六〇	九	五三	四〇	二三	一二	八	一八	二五
製	洋傘及其附屬品	護	左	各種細工(金銀角類)	指	食料	自轉車修繕及製造	寫真	棕櫚製品	紡	鋼索鐵細工製	石針金細工製	製セルロイド製品	西洋洗濯	染物	
四	七	一四	七	一二	七三	三九	四五	三	八	五	一四	八	六	九	二八	一七
炭	大	建	疊	竹	榨	爪	天	手	時計及附屬品	籐細工	塗職及塗料	洋箱衣裳ばて柳行李	肥料	葉鐵職及葉鐵製造	鼻緒	
九	八	三二	二七	二二	一六	一〇	五	六	八	一	一七	一〇	六	八	三五	

三、商

業

袋	布	精	豆	絹	綿	土木建築請負業	洋家具	木製	藥品及油類化粧品	鈕	洋	和服	ミ
七	五	一一二	二	四	二	二八	一六	七三	二五	一〇	二六	三八	一九
製	表	玩	餅	湯	石綿	防水	ゴム入眞田紐	屑物消毒	靴	度量衡器計測器化學	電動機電氣機械器具	紡績機械器具製造	農具大工具製造
二	一八	一五	三二	三九	一	二	一	二	六	六	一〇	六	一二
金屬工用木工用機械器具製造	建築機械器具製造	其の他の金	各種鎖金	釘紙針類製造	鐵及銅鑄物(製品名明瞭ならざる分)	銅器青銅器眞鍮器製造	金屬稅物	金屬家具炊具製造	諸機械製造	雜工業	計		
八	二四	二五	六	一五	一三	一四	五	三九	八	四五	一、七六〇		

今宮町が最近に急劇な戸口増加を來した所以は、勿論大阪市膨脹の影響が與かつて力がある

のであるが、併し一方に耕地整理の効果著しきものあることは没することが出来ない。従つて通り筋は九分以上も其外観内容共に整備の域に達したが、尙裏方面は六分程度の出來上りで其充實迄には可なりの時日を要する。斯の如き有様であるから小商店の多い割合に、住宅等が之れに伴はない故に、商業の股賑を示すには今少し歳月を要する事であらう、大正十三年五月調の商業種類別表は次の通りである。

商業種類別表 (大正十三年五月)

煙草商	六二	精肉及鶏肉商	四五	生魚商	七九
旅館商	三二	天穀羅商	二三	菓子及砂糖商	七九二
茶商	一七	文房具商	六	麵類商	九七
木貨宿商	四九	白米商	動力を用ひざるもの一二	氷饅芋商	六五
下宿商	九	牛乳商	一八	化粧品商	四五
西洋料理商	三五	乾物商	七二	小間物商	二四
帽子店商	一三	青物商	五一	呉服商	六二
飲食店商	一五二	酒類及醬油及洋酒類	二一九	荒物商	八八
料理店商	七五	果實商	四五	金物商	七九
木材商	三一	鶏卵商	一八	厨物商	九三

二九〇

下駄爪皮及鼻緒商	五四	陶磁漆器土砂セメント瓦煉瓦	三九	箆商	八
被服類商	七四	時計貴金屬樂器商	三一	昆布商	五
雜貨商	八一	質物商	二四	小鳥商	二
學校用品紙及玩具商	五二	古物商	三四九	鳥餌及糊商	八
花商	二一	洋家具及建具商	二一	雜計	一八
蒲團組糸蚊帳商	三七	貸本及貸車	九		
味噌漬物商	四八	賣藥商	二二九		
薪炭商	一六三	毛糸商	二		
				計	三、六八二戸

四 雜 業

雜業の種別戸數は次の表の通りである、茲に奇なる現象は、今宮町約二萬の戸數中、劇場活動寫真館寄席等の娛樂設備の一もないことである、想ふに是れは天王寺公園に近接し、又一方南海本線の便によりて千日前道頓堀に往復するに至便なるが爲め、低級な娛樂機關を設くるも營利事業として成り立たない爲めであらう、之れに反して木賃宿の多い事は世間周知の事實で早くより今宮名物の一つである。大正十三年五月調の木賃宿世帯數は實に一〇四九世帯であつて、大阪市に働く無宿の下層労働者や極貧階級者の大半が茲に雨露を凌ぐ譯で、是れ以て見逃

がすべからざる當町の一特色である。

雜業種類別表 (大正十三年)

園藝	五	男女紹介業	一八	遊藝師	一二
代書業	七	金融業	七	遊藝家	二〇
蔬菜栽培(百姓)	六一	牛馬周旋業	一〇	馬力業	八七
家畜飼養	一六二	宗敎	三五	俳優	八四
銀行	五	醫師	五〇	音樂家	三二
理髮	九九	産婆	六八	書畫家	五
髮結	一〇三	鍼灸按摩	六三	其他の職業	九、八四八
土地貸家案内業	一九	齒科	二八	計	一一、九七六
葬具貨物業	一五	遊技場	二〇		

## 第十二 社會的事業

### 一、公設市場

蜀山兀阿房出戌卒叫函谷舉とは其の由來を異にするけれども、歐洲大戰の影響で成金が簇出し、銀行使丁が賣船を談じ、客待の車夫も萬金を夢見るといふ時に當つて越中の賤婦が米屋を襲つたとの新聞を見た全國の下級者は忽ち響應して、有名な大正の米騒動を惹起したことは人心の激變驚くべきものがあることを示したものである。此時に大阪地方米商の被害も亦甚だ酷であつて茲に制遏の處置となり、有志の義捐によつて貧民救済の舉が起つた。全國的に將た普遍的に社會事業の勃興したのは實に此の時に始まつたのであつて、其の一時的の騷擾が平靜に歸した後の義捐殘金は、社會事業に繼承されて、公設市場を生じたものが多い。我町營第一公設市場も亦この殘金から成立つたのである。大正八年八月花園三六九番地に百六十四坪を借入れ、建坪百十四坪の急造バラックが竣工して、三十八店を開き、別に五坪の事務所を設け、監督員を置いて賣價を制し、町會議員五名を委員として巡檢督勵に力め、又大阪市の施設に倣つて原價調査、仕入先吟味、顧客待遇等、ひたすら社會施設の聲價を世人に認めさせるべく盡し